

平成27年4月1日

## 人事訴訟事件における書記官事務処理要領

当審に係属する人事訴訟事件の書記官事務処理については、下記のとおりとする。

### 記

#### 第1 戸籍通知に関する事務

##### 1 受付事務

民事事件係は、戸籍通知を要する人事訴訟事件（人訴法2条。別紙第1参照。以下同じ。）を受理した場合には、当該事件記録の表紙表の右上部余白に「戸籍通知　・　・　」のゴム印を押捺した上、同記録を小法廷に引き継ぐ。

##### 2 担当書記官が行う事件終局後の事務

###### (1) 戸籍通知事務（人訴規17条、31条、35条）

ア 担当書記官は、人事訴訟事件が、次の(ア)又は(イ)のいずれかの事由に該当する場合には、当該人事訴訟に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務管掌者へ速やかに通知をする。

(ア) 戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について人事訴訟の判決が確定した場合（人訴規17条）

（注） 当審でこれに該当する具体例は、次のとおりである。

① 当審がした戸籍の届出又は訂正を必要とする事項についての判決が確定した場合

② 当審の棄却決定、却下決定又は不受理決定により第一審又は第二審がした戸籍の届出又は訂正を必要とする事項についての判決が確定した場合

③ 上告取下げ又は上告受理申立て取下げにより第一審又は第二審がした戸籍の届出又は訂正を必要とする事項についての判決が確定した場合

(イ) 離婚又は離縁の訴えに係る訴訟において和解（これにより離婚又は離縁がされるものに限る。）又は請求の認諾が調書に記載された場合（人訴

規31条、35条)

イ 通知に必要な書類

(ア) 通知書

所定事項を記載した上、別紙第2の通知書を送付する。

(注) 届出事項発生日は、裁判の確定日（上告が取り下げられた場合は、取下げによって原判決が確定した日）又は和解・認諾等の期日であり、届出又は訂正を要する事項の裁判等及び訴えを提起した者の具体的記載例の主なものは次のとおりである。なお、省略謄本を添付する場合（離婚又は離縁の訴え）は、「上記裁判等の謄本」欄の□に✓を付す。

- ① 原告離婚請求認容、控訴棄却、上告棄却  
裁判等の表示 ○○家庭裁判所  
訴えを提起した者の氏名 原告○○○○
- ② 原告離婚請求棄却、原判決変更離婚請求認容 上告棄却  
裁判等の表示 ○○高等裁判所  
訴えを提起した者の氏名 控訴人○○○○
- ③ 本訴原告離婚請求・反訴原告離婚請求認容、控訴棄却、上告棄却  
裁判等の表示 ○○家庭裁判所  
訴えを提起した者の氏名 本訴原告○○○○・反訴原告○○○○
- ④ 原告離婚親権者指定請求認容、親権者部分のみ変更（親権者被告指定）、  
上告棄却  
裁判等の表示 ○○家庭裁判所  
○○高等裁判所、訴えを提起した者の氏名 原告・被控訴人○○○○
- ⑤ 原告離婚・財産分与請求認容、一审判決取消し全部変更離婚・財産分与  
請求認容、上告棄却  
裁判等の表示 ○○高等裁判所  
訴えを提起した者の氏名 被控訴人○○○○
- ⑥ 反訴原告離婚請求認容（本訴原告訴え取下げ）、控訴棄却、上告棄却  
裁判等の表示 ○○家庭裁判所  
訴えを提起した者の氏名 反訴原告○○○○

(イ) 判決書、決定書、和解調書又は認諾調書（以下「判決書等」という。）

の謄本

ただし、当審が上告棄却の判決又は決定（却下・不受理決定を含む。）

をした場合には、第一審又は第二審がした戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について記載のある判決書（調書判決を含む。）謄本を添付する（上告取下げ及び上告受理申立て取下げの場合も同様である）。

(ウ) 省略謄本の証明文

離婚又は離縁の訴えに係る訴訟については、戸籍に記載すべき事項以外の記載を省略した謄本（以下「省略謄本」という。）を作成することができる。この場合には、「上記は謄本である。ただし、戸籍に記載すべき事項以外の記載を省略した。」旨の証明文を付記する。

ウ 通知先

当該人事訴訟に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務管掌者（別紙第1）。

（注） 事件によっては2つの戸籍事務管掌者（例えば、認知の訴えに係る訴訟の場合には親子それぞれの本籍地の戸籍事務管掌者）に通知する場合もあるので、注意を要する。

エ 戸籍通知に要する費用は、国庫負担であるため、普通郵便の封筒の表面余白に「戸籍通知」のゴム印を押捺した上、経理局用度課役務調達係に送付する。

オ 前記エの事務処理をした後、当該事件記録表紙の右上部に押印したゴム印の年月日欄に通知年月日を記載する（民訴規4条。前記1参照）。

(2) 当事者（戸籍の届出義務者）に対する連絡事務

当事者（戸籍の届出義務者）に対し、判決書等正本を送付する際は、「お知らせ」と題する書面（戸籍の届出を要する事件にあっては別紙第3、戸籍の訂正を要する事件にあっては別紙第4）を同封する。

（注） 戸籍の届出義務者（戸籍法63条）は次のとおりである。

なお、戸籍の届出義務者でないが、例えば和解において、「被告の申出により」とする条項があった場合には、被告も届出ができるものと解されている。この場合には、被告に対して連絡することになるので注意を要する。

- ① 基本的には第一審の原告
- ② 反訴の提起があった事件において和解が成立した場合、本訴又は反訴のいずれも取り下げられないときには、本訴原告（反訴被告）、反訴原告（本訴被告）の双方

### (3) 当審での記録保管の期限

当事者（戸籍の届出義務者）が行う法定期間内の戸籍の届出を容易にするため、当該事件記録を事件終局後相当の期間（原則として10日程度）保管する。

### 3 記録返還時の事務

当該法廷の上席書記官及び民事事件係は、第一審裁判所へ記録を返還するに際し、戸籍通知終了の有無を確認する。

## 第2 事実調査部分の閲覧・謄写事務

当事者（人訴法35条2項）又は利害関係を疎明した第三者（人訴法35条3項）から人事訴訟事件記録の事実調査部分の閲覧等の申請があつた場合の処理は、次のとおりとする。

（注） 事実調査部分（人訴法35条）とは、人事訴訟事件記録のうち、事実の調査（人訴法33条）の結果に関する書面及びその手続に係る書面のことであり、これには審問調書、調査報告書、回答書、決定書、命令書等がある。

この事実調査部分とそれ以外の訴訟記録部分とは、閲覧、謄写等の事務処理方法が異なるので注意を要する。

具体的には、「訴訟記録部分」は、民訴法の適用を受け、「閲覧」については原則として何人でもできる（民訴法91条1項）が、謄写等については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定されている（民訴法91条3項）。また、これら閲覧、謄写等は書記官の権限である。

これに対し、「事実調査部分」の「閲覧」、「謄写等」については、申請人が当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定されるとともに、その申請はすべて裁判所の許可（人訴法35条1項）を受けることになる。

## 1 受付事務

### (1) 申請の方法

書面又は口頭により行う（民訴規1条1項）。

(2) 申請書の記載事項

「民事事件記録等閲覧・謄写票」の「閲覧等の部分」欄は、「平成〇年〇月〇日付け審問調書」、「調査報告書」というように閲覧・謄写の対象を特定した申請をさせる（別紙第5）。

（注） 事実調査部分と事実調査部分以外の訴訟記録部分が混在した「一件記録」とか、単に、「事実調査部分」といった申請ではなく、それぞれの部分を本文のようできるだけ特定して申請させが必要である。

(3) 提出書類

ア 代理人による申請の場合 委任状

イ 手続に關与していない利害關係人による閲覧・謄写等の場合 利害關係を疎明する資料

(4) 閲覧・謄写票の送付

裁判關係庶務係は、閲覧・謄写申請を受け付けた場合は、閲覧・謄写票を原符から切り取った上、これを事件記録を保管する担当書記官に提出書類とともに送付し、原符に閲覧・謄写票の受領印を受ける。

(5) 手数料

事件の係屬中に当事者が申請する場合を除き、1件につき150円の収入印紙を徴する（民訴費法7条別表第二の項一）。

2 閲覧・謄写に伴う事務

(1) 許可する場合

ア 許可手続

担当書記官は、事実調査部分の閲覧等について裁判所の許可があつた場合は、閲覧・謄写票の「許否及び特別指定条件」欄の「許」を〇で囲み、「許可権者印」欄の上段に裁判長の押印を受け、下段に担当書記官印を押印する（平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録

等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」)記第3の2の(1)参照。別紙第5)。

#### イ 閲覧・謄写事務

(ア) 担当書記官は、所定欄に押印を済ませた閲覧・謄写票と事実調査部分を裁判関係庶務係へ交付する。

(イ) 裁判関係庶務係は、申請人に事実調査部分を交付の上、閲覧・謄写票の「交付月日」欄、「記録等受領印」欄に交付月日を記入し、申請人から受領印を受ける。

#### ウ 閲覧・謄写終了後の事務

(ア) 裁判関係庶務係は、閲覧・謄写が終了した場合は、速やかに事実調査部分の返還を受け、閲覧・謄写票の「記録等返還確認印」欄に認印する。

(イ) 裁判関係庶務係は、速やかに閲覧・謄写票と事実調査部分を担当書記官に返還し、閲覧・謄写票の「事件記録等返還月日・受領印」欄に返還月日を記入し、担当書記官から受領印を受ける。

(ウ) 担当書記官は、閲覧・謄写票等を当該記録に編年体でつづる。

(2) 当事者からの申請に対し却下する場合(一部却下を含む。)

#### ア 却下手続

担当書記官は、裁判所の却下決定に基づいて、閲覧・謄写票の「許否及び特別指定条件」欄の「否」を○で囲み(一部却下の場合は○を付さない。),特別指定条件として「平成〇年〇月〇日付け決定書のとおり」と記載し、「許可権者印」欄の上段に斜線を引き、下段に押印する(別紙第5)。

(注) 裁判所は、人訴法35条2項ただし書各号に該当することを理由として申請を却下する場合は、その理由及び許可しない部分を特定した決定書を作成する(人訴規25条参照)。

#### イ 決定の告知

担当書記官は、申請人に対し、却下決定を適宜の方法で告知する。

#### ウ 告知後の手続

- (ア) 担当書記官は、却下された旨を裁判関係庶務係に適宜の方法で連絡する。
- (イ) 閲覧・謄写票及び提出書類、決定書等を当該記録に編年体でつづる。
- (ウ) 裁判関係庶務係は、原符の「事件記録等返還月日・受領印」欄にその月日及び却下の□に「✓」を付する。
- (3) 第三者からの申請に対し却下する場合（一部却下を含む。）

#### ア 却下手続

担当書記官は、裁判所の却下決定に基づいて、閲覧・謄写票の「許否及び特別指定条件」欄の「否」を○で囲み（一部却下の場合は○を付さない。）、「許否及び特別指定条件」欄又は別紙に許可しない部分を記載し、「許可権者印」欄の上段に裁判長が、下段に担当書記官が押印する（別紙第5）。

#### イ 決定の告知

- (ア) 担当書記官は、申請人に対し、却下決定を適宜の方法で告知する。
- (イ) 閲覧・謄写票の「備考」欄に告知した年月日、方法など告知した旨を記載する（別紙第5）。

#### ウ 告知後の手続

前記(2)のウに同じ。

## (別紙第1)

	事件	通知先	根 抱 (戸籍法)	省略 謄本	通知を要する場合	
					判決・決定・取下げ	和解・認諾
戸 籍 の 届 出	婚姻取消	夫婦の本籍地	63, 75	不可	① 当審の判決により戸籍の届出又は訂正を必要とする事項が確定した場合  ② 当審の棄却決定又は不受理決定により1審又は2審判決の戸籍の届出又は訂正を必要とする事項が確定した場合  ③ 上告取下げ又は上告受理申立取下げにより、1審又は2審判決の戸籍の届出又は訂正を必要とする事項が確定した場合	離婚又は離縁の訴えに係る和解・認諾
	離婚	同	63, 77	可		
	協議離婚取消し	同	63, 77	不可		
	認知	親子の本籍地	63	不可		
	養子縁組取消し	養親子の本籍地	63, 69	不可		
	離縁	同	63, 73	可		
	協議離縁取消し	同	63, 73	不可		
戸 籍 訂 正	婚姻無効	夫婦の本籍地	116	不可		
	協議離婚無効	同	116	不可		
	婚姻關係存否確認	同	116	不可		
	嫡出子否認	親子の本籍地	116	不可		
	認知無効	同	116	不可		
	認知取消	同	116	不可		
	父を定める訴え	同	116	不可		
	実親子關係存否確認	同	116	不可		
	養子縁組無効確認	養親子の本籍地	116	不可		
	協議離縁無効確認	同	116	不可		
	養親子關係存否確認	同	116	不可		

(注) 親権者指定(戸籍法79条)については、各審級の判決主文に注意が必要である。

(別紙第2)

平成 年 月 日

殿

(戸籍事務管掌者)

最高裁判所第 小法廷

裁判所書記官

印

(電話 03-3264-8111 内線 )

通 知 書  
(人訴規17条, 31条, 35条)

戸籍の届出又は訂正を必要とする事項を、次のとおり通知します。

当 庁 事 件 番 号	平成 年( )第 号
届出又は訂正を要する事項の裁判等 (○で囲んだもの)	1 _____家庭裁判所_____支部 平成 年( )第 号 2 _____高等裁判所_____支部 平成 年( )第 号
上記の裁判等の謄本	別添謄本のとおり (□ 戸籍記載事項以外の事項は記載省略)
訴えを提起した者の氏名 (□に✓をした者)	<input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 本訴原告 <input type="checkbox"/> 控訴人 <input type="checkbox"/> 被控訴人 <input type="checkbox"/> 氏名 _____ <input type="checkbox"/> 反訴原告 <input type="checkbox"/> 氏名 _____
届出事項等発生日	平 成 年 月 日

(別紙第3 戸籍届出)

お 知 ら せ

最高裁判所第〇小法廷

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

(電話03-3264-8111内線 )

(決定、判決、和解調書、認諾調書)正本を送付します。本事件は確定していますが、それによって、当然にあなたの戸籍上の記載事項が変わるわけではありません。

この裁判による戸籍の届出をするには、裁判確定後10日以内に本籍地又は届出人の所在地の戸籍事務管掌者(市区町村長)に対して、裁判書謄本(主に判決謄本)1通と確定証明書1通(和解、認諾の場合は不要)を添えて提出しなければなりません(届出に添付する書類についての詳細は、届出予定の市区町村役場にお問い合わせください。)。

なお、判決確定証明書等は記録の存する裁判所において交付しますので、その申請に当たっては、あらかじめ担当書記官に記録の所在を確認してください。

(別紙第4 戸籍訂正)

お 知 ら せ

最高裁判所第〇小法廷

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

(電話03-3264-8111内線 )

(決定、判決) 正本を送付します。本事件は確定していますが、それによって、当然にあなたの戸籍上の記載事項が変わらるわけではありません。

この裁判による戸籍の訂正をするには、裁判確定後1か月以内に本籍地又は届出人の所在地の戸籍事務管掌者(市区町村長)に対して、裁判書謄本(主に判決謄本)1通と確定証明書1通を添えて提出しなければなりません(届出に添付する書類についての詳細は、届出予定の市区町村役場にお問い合わせください。)。

なお、判決確定証明書等は記録の存する裁判所において交付しますので、その申請に当たっては、あらかじめ担当書記官に記録の所在を確認してください。

(別紙第5)

閲覧・謄写申請票の「許否及び特別指定条件」の記載例

例1 許可する場合

閲覧等の部分	許容及び特別指定条件		許可権者印
平成〇年〇月〇日付け審問調書	許 ・ 否		裁 書
		交付年月日	・
		記録等受領印	

例2 「訴訟記録部分」と「事実調査部分」を同時に申請し、いずれも許可する場合

閲覧等の部分	許容及び特別指定条件		許可権者印
① 平成〇年〇月〇日付け口頭弁論調書 ② 平成〇年〇月〇日付け審問調書	許 ・ 否		申につ き書 申につ き裁 書
		交付年月日	・
		記録等受領印	

例3 当事者からの申請に対し却下（一部却下を含む。）する場合

閲覧等の部分	許容及び特別指定条件		許可権者印
平成〇年〇月〇日付け審問調書	許 ・ 否	平成〇年〇月〇日付け決定書のとおり	書
		交付年月日	・
		記録等受領印	

※ 一部却下の場合は、「許・否」欄に○は付さない。

例4 第三者からの申請に対し一部却下する場合

閲覧等の部分		許容及び特別指定条件	許可権者印
調査報告書		許 • 否	 
		交付年月日	・
		記録等受領印	
備考	平成〇年〇月〇日、口頭にて、却下部分につき却下の旨を申請人に告知 ㊞		